

由良町教育の振興に関する施策の大綱

～ふるさとに誇りを持ち、未来を拓く心豊かな人づくり～

令和8年6月

由 良 町

はじめに

現在、本町においては、人口減少、少子高齢化等による地域課題が顕著に表れており、令和2年4月に由良町教育の振興に関する施策の大綱（第2期）では、「ふるさとに誇りを持ち、未来を拓く心豊かな人づくり」を基本理念のもと教育施策を展開してきました。

その間、時代の変化に対応した教育施策を推進していくために、令和5年4月に町内3小学校を統合し、6つの基本方針、重点施策を改定するとともに、こども園・小学校・中学校の連携を図り、より良い教育環境の充実を図ってきました。

本大綱は、従来からの本町教育行政の成果と課題を踏まえつつ、今後5年間の方向性を定めるものであります。本町教育行政の基本として、豊かな自然と伝統ある文化に恵まれた本町の町民憲章及び第3期由良町総合戦略に基づき、教育施策を展開していくよう努めてまいります。

令和8年6月

由良町長 山 名 実

由良町民憲章

私たちは、万葉の昔から歌にも詠まれた美しい山の緑と紺碧の海、白い岬の大自然の中で育てられた由良町民です。

伝統ある文化と新しい産業、経済との調和の中で活気に溢れた町づくりを目指し、町民憲章を定めます。

- 一、私たちは、自然を愛し、心豊かな町民になります。
- 一、私たちは、文化財を大切にし、教養高い町民になります。
- 一、私たちは、スポーツに親しみ、健康でたくましい町民になります。
- 一、私たちは、お互いの人権を尊重し、明るい町をつくります。
- 一、私たちは、働くことに誇りを持ち、豊かで活力ある町をつくります

由良町教育の振興に関する施策の大綱

基本理念 ふるさとに誇りを持ち、未来を拓く心豊かな人づくり

「まちづくりはひとづくり」という考えのもと、ふるさと「由良町」に誇りを持てる人材づくりを行うとともに、予測困難な時代において、一人一人が持続可能な社会の担い手として、他者と協働して成長していく心豊かな人づくりを、学校・家庭・地域が一体となって構築していきます。

また、生涯にわたる教育の中で、幼児から高齢者まで全ての人に学べる機会が与えられるように教育環境を整えるとともに、町民一人一人が充実した生活を送ることができるようこの大綱を定めます。

基本方針

基本理念を実現するため、次の6つの基本方針を掲げて由良町の教育の振興を図ります。

- 1 幼児教育の充実
- 2 学校教育の充実
- 3 社会教育の充実
- 4 青少年の健全育成
- 5 スポーツの振興
- 6 文化の継承と創造

重点施策

基本方針を実現するため、次の6つの重点施策を掲げて取り組みます。

- (1) 健やかな幼児育成のための環境づくり
- (2) 確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
- (3) 心豊かな社会をつくる生涯学習環境づくり
- (4) 地域ぐるみで行う青少年の健全育成
- (5) 健康で活力に満ちた生涯スポーツの振興
- (6) 文化財の保存と継承

計画の期間 令和8年度から令和12年度までの5年間

具体的な施策等

1 幼児教育の充実

幼児期は、生活や遊びといった直接的な体験を通して、知的な発達、社会性のかん養などの人間がより良く生きるための基礎を獲得していく極めて重要な時期です。

具体的には、愛情やしつけなどを通しての家庭における教育、こども園等における集団活動を通しての教育、様々な人々との交流や身近な自然との触れ合いを通しての地域社会における教育があります。

このような教育機能が小学校入学の基礎である「学びの芽生え」となり、義務教育へ円滑に進めるように取り組んでいきます。

また、こども園、子育て支援センター、家庭教育などの支援に取り組んでいきます。

- 幼児一人一人の特性と発達に応じた教育と支援の充実
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を大切にされた教育・保育の充実
- 人権感覚や道徳性を培う教育の充実
- こども園と小学校の円滑な接続及びカリキュラムの充実
- 保育施設・設備の充実
- 子育て支援事業や教育・保育環境の充実
- 家庭教育講座の開催
- 親の学びと子育てを支える環境づくり
- 子育て相談体制の充実

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 健康な心と体
- 自立心
- 協同性
- 道徳性・規範意識の芽生え
- 社会生活との関わり
- 思考力の芽生え
- 自然との関わり・生命尊重
- 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- 言葉による伝え合い
- 豊かな感性と表現

2 学校教育の充実

学校教育の充実を図るためには、学力向上の基盤となる授業づくり・学級づくりの充実、家庭学習の習慣化等の取組をはじめ、施設・設備の充実、こども園・小学校・中学校の連携、災害や交通安全、防犯などの安全に対する教育などの課題に取り組む必要があります。

また、地域との結びつきも重要であり、共育コミュニティとの連携を図り、コミュニティスクールによる地域とともにある学校づくりを推進します。

今後は、更なる児童生徒数の減少が進むことが予想されることや、小学校の移転を踏まえ、保護者及び地域住民との意思疎通を通じ、教育環境の整備を図ります。

次代を担う児童生徒の知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むために次の4項目を重点に取り組んでいくとともに、学校生活の構えとしての「基本的な約束事」の推進に努めます。

(1) 確かな学力の向上

- 全国学力・学習状況調査結果等を活用した授業改善や指導方法の工夫
- 学校と家庭の連携による家庭学習の習慣化
- 朝学習、放課後、長期休業中などの補充学習の充実
- 学校図書館の活用による読書活動の推進
- 教員の資質向上や指導力の向上を図るための研修の充実
- こども園・小学校・中学校の連携の推進
- 特別な支援を必要とする児童生徒への適切な教育支援
- 学力向上推進プランを活用した組織的な取組の推進
- 基礎学力の定着
- 全ての教科における言語活動の充実

(2) 豊かな心の育成

- 「道徳の時間」を中心とした考える道徳授業の実践
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による組織的な取組といじめや不登校を生まない学校づくりの推進
- いのちと人権を大切にする教育の推進
- 自然体験や職業体験、社会体験など体験活動の推進による豊かな人間性や社会性の育成
- 集団での仲間づくりを培う環境づくり

(3) 健やかな体の育成

- 運動に親しむ習慣や意欲の向上を図る学校体育の充実
- 「体カアッププラン」の作成及び実践による体力の向上
- 体育の授業力向上のための教員研修の充実
- 集団での遊びやチャレンジランキング、エクササイズダンスなどの活用による体力の向上
- 安心安全な学校給食の実施と望ましい食習慣を身につける食育の推進
- 「早ね、早おき、朝ごはん」など基本的な生活習慣の確立

(4) 様々な教育の取組

- スクールプランの作成
- 防災教育及び防犯安全対策の推進
- 小中一貫教育の推進
- 学校におけるICT環境の整備と指導の充実
- キャリア教育及びふるさと教育の充実
- 小中学校の系統性を重視した外国語教育の推進
- 統合型校務支援システム等による校務の効率化と教職員の働き方改革の推進
- 共育コミュニティ事業及びコミュニティスクールの推進
- 学校部活動の地域連携及び地域移行の推進
- 小学校の移転

【基本的な約束事】

- (1) ルールを守る
- (2) 人に親切にする
- (3) 勉強する

3 社会教育の充実

住民の誰もが、生涯を通して健康で生きがいのある人生を送ることができる社会を目指し、自主的及び自発的な学習活動等が展開され、学んだことを地域に発信していけるような施策の実施に努めます。

そのために、生涯学習の拠点としての公民館の果たす役割は大きく、学習成果を発信及び活用していく持続可能な地域コミュニティの形成が大きな課題となっています。

近年では、家庭を取り巻く社会環境の変化とともに、家庭や地域における教育力の低下が指摘される中で、家庭教育の支援や地域ぐるみの子育て応援にも

努めます。

- 講座や講演会などの開催による住民の学習環境構築及び文化の振興
- 公民館活動の充実等による住民の学習活動、絆づくり、世代間交流の促進
- ボランティア活動等の社会奉仕体験活動の推進
- 「あいさつ運動」の推進
- 家庭、地域における人権教育の推進
- 子どもの居場所づくりや家庭教育講座の開催などによる家庭教育の支援

4 青少年の健全育成

青少年を取り巻く環境が大きく変化している中で、次世代を担う青少年が夢と希望、ふるさとに誇りを持ち、地域社会で活躍できるよう育てることは学校・家庭・地域の共通の願いであるとともに、それぞれの役割と責任を担いつつ、取り組むべき課題です。

そのため、学校、警察、民生児童委員協議会をはじめ、子ども会、青少年育成町民会議、補導委員会など関係機関・団体が連携・協力して、地域ぐるみで啓発活動などに取り組むとともに、青少年活動の活性化を図るため各種団体の育成に取り組んでいきます。

- 各地区子ども会などの活動の支援及び育成
- ジュニアリーダーの交流活動の活性化及び育成
- 青少年の非行及び問題行動の未然防止のための啓発活動
- 豊かな自然とのふれあいなど地域資源を活用した体験活動の充実
- 白崎青少年の家や関係機関との連携による体験活動及び文化活動の推進
- 登下校時の見守り活動
- 適切なネット活用への啓発

5 スポーツの振興

明るく活力のある町づくりを行うための方策として、スポーツ振興の持つ意味は大きく、スポーツを通じてコミュニティの促進を図るとともに、生涯にわたり健康で充実した生活が送れるよう、身近で気軽に運動ができる環境づくりに努めます。

近年、少子高齢化による人口減少の進行や住民のライフスタイルの多様化等により、団体で行うスポーツが困難になってきています。今後は、住民が健康で生きがいを持って生活できるように、個人で気軽にスポーツのできる環境

の創出が必要であり、住民のニーズにあった多様なスポーツ及びレクリエーションの普及が課題です。

- 気軽にスポーツを楽しむことができる場や機会の充実
- スポーツ少年団などのスポーツクラブの育成
- 既存のスポーツ施設の整備及び利用の拡大
- 町体育協会への支援及び各部会の活動支援
- スポーツに対する関心喚起及びスポーツを通じた住民の交流促進

6 文化の継承と創造

本町には、国や県指定の重要文化財や有形文化財、天然記念物、無形民俗文化財が多数あります。これらの先人から受け継がれてきた歴史・文化遺産などを適切に保存するとともに、有効活用していくことは私たちの責務です。住民の文化財に対する意識の高揚を図りながら、郷土への誇りと愛着を感じられる地域文化の創造に努めます。

また、各種の文化活動や芸術活動の振興を図るため、住民による主体的な文化活動の支援に努めます。

- 展示会、音楽会、講演会などの開催
- 文化協会や公民館などにおける自主学習グループの支援
- 有形、無形文化財の継承及び保存
- 文化財保護に係る人材の育成
- ゆらふるさと伝承館を活用した資料の保存、展示品の公開による有効活用